



# 北海道を活かす 農工商等連携事業の展開

北海道経済産業局産業部中小企業課

我が国の農林水産業は、これまで地域の基幹産業として位置付けられていましたが、近年、少子高齢化や後継者の不足などから、厳しい状況におかれています。しかしながら、一部には海外進出に成功しているケースもみられ、成長のポテンシャルを持つ有望な産業ともいえます。

また、我が国の中小企業は、全企業の99%以上を占めており、経済成長の原動力の一つとなってきましたが、原油・原材料の高騰、サブプライム問題を端緒とした国際経済の減速に伴う我が国の景気後退の影響により、受注の減少、収益の大幅な減少、倒産件数の増加など、一段と厳しい状況となっています。しかしながら、これまでの経済成長の原動力となってきた高度な技術力は、今後も地域経済の振興に寄与するものと期待されています。

こうした中であって農林漁業及び中小企業の更なる成長の可能性を引き出すためには、お互いの「強み」である技術やノウハウを持ち寄り、新商品・新サービスの開発・提供などに取り組むことが重要なこととなります。

そのため経済産業省では、こうした農林漁業者と中小企業者との産業の壁を越えた有機的連携を加速させることを目的に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農工商等連携促進法）」を制定（5月23日公布、7月21日施行）し、同法を軸とした各種支援を実施することとしました。

## 1 農工商等連携促進法が考える「農工商等連携事業」とは

中小企業者と農林漁業者が有する多様な経営資源を持ち寄ることで、互いにこれまでに開発することのできなかった「新商品」や「新サービス」を生み出す可能性が生じるものとの考えから、同法では、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは、需要の開拓等を行う事業を「農工商等連携事業」

とし、それらを促進することで中小企業者の経営の改善と農林漁業経営の改善を図ることを目的としています。

このため、経済産業省では、中小企業者と農林漁業者が連携して取り組む事業活動を政策的に支援し、地域の雇用創出や新たな事業展開による所得向上などにつなげるとともに、地域経済の活性化に大きく貢献することを期待しています。

## 2 農商工等連携促進法の概要

農商工等連携促進法では、2つの事業スキーム及び支援措置を講じています。

一つは、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して、それぞれの経営資源を活用して共同で新商品・新サービスの開発・提供等を行う「農商工等連携事業計画」です。

もう一つは、一般社団法人や一般財団法人又は特定非営利活動法人が、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、新商品・新サービスの開発に、連携して取り組む中小企業者及び農林漁業者に対して指導・助言等の支援を行う「農商工等連携支援事業計画」です。

これらの事業計画については、国から認定を受けた事業者に対して次の措置が本法で制定されています。

### ①中小企業信用保険法の特例

(普通保証、無担保保証の別枠化、公益法人等を保険の適用対象に追加)

### ②小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

(設備資金貸付割合を1/2から2/3に引き上げ)

### ③食品流通構造改善促進法の特例

(食品流通構造改善促進機構の債務保証支援対象の拡大)

### ④農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法の特例

(中小企業者への貸付対象拡大等)

### ⑤機械・設備の取得に係る減税制度

(30%の特別償還又は7%の税額控除)

また、(株)日本政策金融公庫による優遇利率での融資や、経済産業省の補助金(試作品開発やテストマーケティングに係る費用、農商工等連携事業を実施するための連携体構築に係る費用及び中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供等に係る費用の2/3を補助)などの幅広いメニューによる支援が用意されています。

## 3 農商工等連携事業の基本的要件

農商工等連携事業計画の認定を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

### (1)有機的に連携して実施する事業であること

この「有機的に連携して実施する」とは、農商工等連携事業に取り組むために、中小企業と農林漁業者のそれぞれが、相手方は保有していないが自ら保有する経営資源を互いに持ち寄り、事業の期間を通じて、両者のいずれもが主体的に参画し、事業に係る経費、利益、損益を分担する形で、連携して実施する事業を遂行していくための事業体制が担保されていることを指します。

このため、農商工等連携事業についての規約や契約書などには、「連携事業の目的」、「目的達成に向けた経営資源の相互提供」、「目的達成に向けた連携事業期間中の事業費の負担、損失の分担及び収益の配分に関する定め」、「契約遵守義務に関する定め」を明確化し、市場から信用される体制を構築することが必要となります。

### (2)経営資源を有効に活用すること

ここでいう「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他のビジネスノウハウ、知的財産など、事業活動に活用される資源一般のことを指しています。

農商工等連携事業では、経営資源を具体的に示し、これらを活用して両者が工夫を凝らした取り組みを行

うことが必要とされます。

なお、この工夫に対してまで、新規性を求めているわけではありません。

### (3) 新商品・新サービス

農工商等連携事業計画では、そのアウトプットとして「新商品・新サービス」の開発・提供が求められます。

新商品・新サービスとは、農工商等連携事業を実施しようとする中小企業者と農林漁業者にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品・サービスであることが必要です。

その上で、競合・類似する他商品などと比較しても優れている要素を明らかにすることで、需要の開拓の見込みが有るといえなければなりません。

さらに、当該事業が、市場において事業として成り立つものであることも必要です。

すなわち、具体的な販売活動が計画されているなど事業として蓋然性が高く、その後も事業として成立することが求められます。

### (4) 計画期間

農工商等連携事業の計画期間は、原則として5年内である必要があります。

### (5) 経営の向上・改善

#### ①付加価値額の向上

中小企業者及び農林漁業者ともに付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）の向上が必要となります。

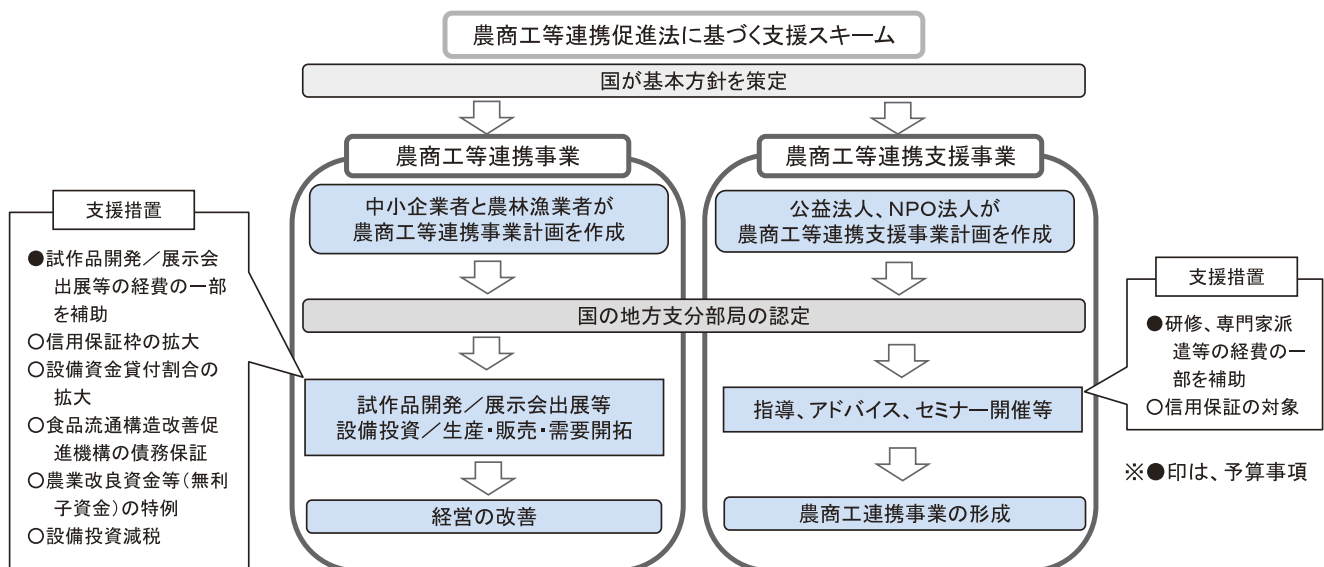
計画期間が5年の場合、中小企業者の付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額のいずれかが、計画開始時点と比較して、計画期間終了時点である5年後までに5%以上の向上がなされていること。

計画期間が3年の場合は3%以上の向上、計画期間が4年の場合は4%の向上がなされていることが要件となります（売上高についても同様）

#### ②売上高

##### 〔中小企業者の場合〕

計画期間が5年の場合、中小企業者の総売上高が、計画開始時点と比較して、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。



よって、開発、生産等される新商品や新役務の売り上げによって実現されることも必要となります。

#### 〔農林漁業者の場合〕

計画期間が5年間の場合、農商工等連携事業計画における当該農林水産物の売り上げが、計画開始時点と比較して、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。

従来取り扱っていない新規の作物や家畜などを導入する場合は、事業として成り立つこととしています。

## 4 農商工等連携対策支援事業の基本的要件

農商工等連携支援事業計画の認定を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

### (1) 事業主体

農商工等連携支援事業計画を策定する実施主体は、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人であることと、社員総会における議決権・表決権又は設立に際して拠出された財産の価額の1/2以上を中小企業者が有していることが必要となります。

また、事業主体には、中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、JA、JA全国中央会、公設試験研究機関、大学、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人などの関係機関とのネットワークを有していることが必要となります。

### (2) 事業の内容

農商工等連携支援事業計画では、中小企業者や農林漁業者との交流の機会の提供や、農商工等連携事業に対する指導・助言など、中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業であることが必要となります。

具体的には、中小企業者と農林漁業者との交流会や商談会の開催、最新技術の普及を図るフォーラムの開催、個別の相談に応じて中小企業者と農林漁業者とをつなぐビジネスマッチング事業、商品企画・マーケティ

ング力の向上のための経営指導や技術指導、セミナーや研修による人材育成など、多様な事業内容が想定されます。

また、計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うことにより、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させることを目標としています。

### (3) 計画期間

農商工等連携支援事業の計画期間は、原則として5年以内である必要があります。

## 5 農商工等連携促進法における支援の流れ

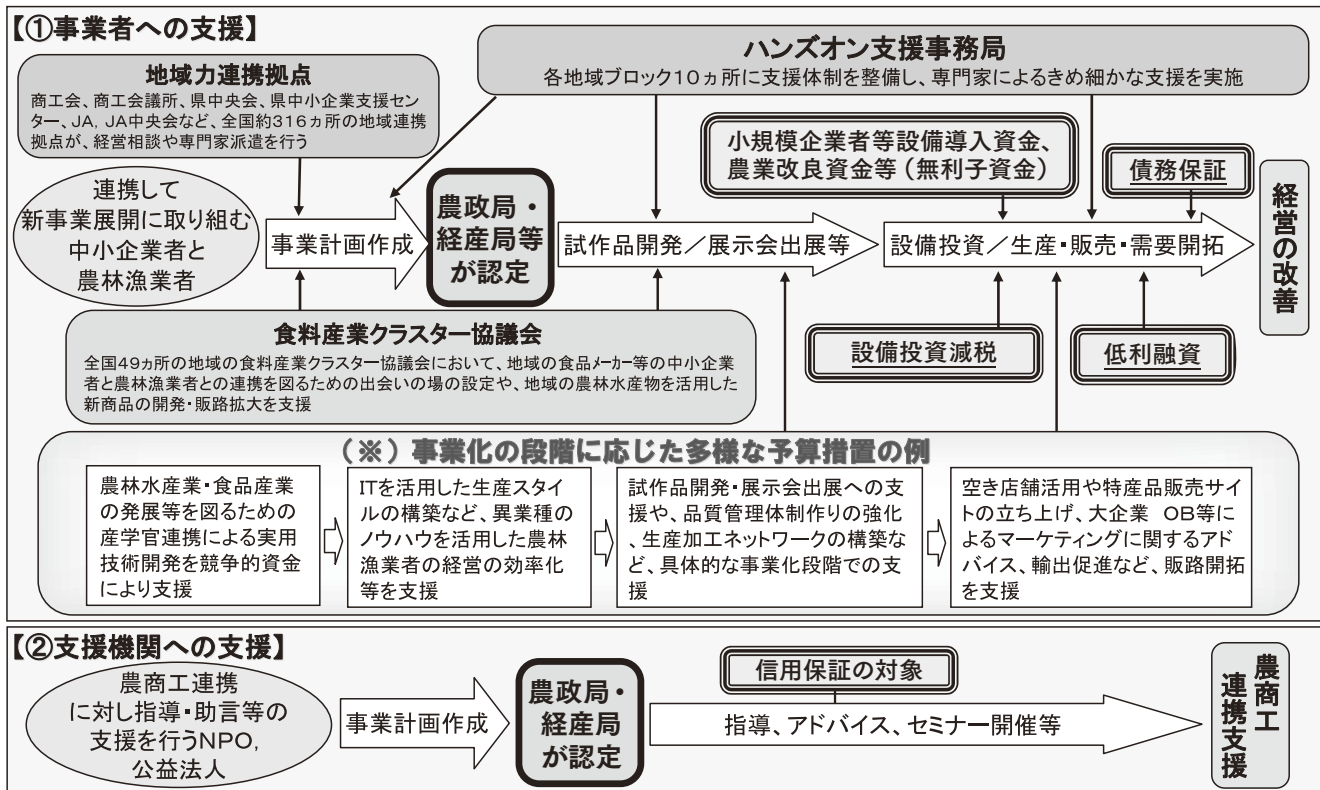
農商工等連携促進法における具体的な支援の流れとしては、まず、(独)中小企業基盤整備機構の全国10カ所の支部に地域活性化支援事務局（ハンズオン支援事務局）を設置し、プロジェクトの企画段階のサポートから始まり、販売などに結び付ける「出口」戦略までを一貫して支援しています。

北海道では、札幌市北区北7条西2丁目北ビル2階の北海道支部内に北海道地域活性化支援事務局を設置しています。

この地域活性化支援事務局では、マーケティングやブランド戦略などに精通する専門家を配置し、市場開拓や商品企画に対するアドバイス、事業性の評価、事業計画の作成・ブラッシュアップのサポート、さらには、販路開拓など事業計画の認定後のフォローアップなど、各段階に応じたきめ細かい支援（ハンズオン支援）を行っています。

加えて、東京には地域の支援事務局をバックアップし、首都圏での販路開拓などを目指す地域活性化全国推進事務局も設置しています。中央及び地方に配置されている専門家集団が、農商工等連携に取り組む事業者の強力なパートナーとなり、事業実施を強力に後押しします。

## 農工商等連携促進法における支援の流れ



(注) 部分は法律認定による支援

なお、地域活性化支援事務局への相談は、法に基づく認定を受けていなくても、随時可能となっていますので、ご活用下さい。

## 6 北海道内の認定事業

これまで、当局及び農林水産省では、北海道内における農工商等連携事業計画16件を認定しました。

中小企業者と農林漁業者との連携は、農業との連携が11件、林業との連携が1件、漁業との連携が4件となっています。

- ① ホワイトアスパラを活用した食酢と道産野菜のピクルス食品の開発  
 (株)大金 (旭川市)、営農集団ファームホロ (新ひだか町)
- ② 「北海道ナッツ (ペポカボチャの種)」を活用した

機能性菓子の開発

(株)壺屋総本店 (旭川市)、澁梨子 登 (名寄市)

- ③ 植物性乳酸菌による発酵野菜ペーストとヨーグルトをミックスした新たな機能性食品の開発・製造・販売  
 (株)函館酪農公社 (函館市)、尾崎 正幸 (富良野市)、小林 英憲 (乙部町)、林 義秀 (乙部町)、幸田 輝男 (乙部町)、奥村 幸広 (乙部町)、赤羽根 紘道 (乙部町)、宮本 政男 (乙部町)、(有)おとべファーム (乙部町)
- ④ 北海道産エノキタケを活用しGABA<sup>\*1</sup>を富化させた機能性和総菜の開発  
 (株)藤六食品 (旭川市)、(有)奥山食菌 (旭川市)
- ⑤ 奥尻島産「真ほっけ」と高品質冷凍保存技術の組み合わせによる新商品開発  
 (株)おくしり桜水産 (奥尻町)、(株)Thermodynamic

※1 GABA (ギャバ)  
 gamma-aminobutyric acid. 哺乳類の中枢神経に生じるアミノ酸の一種。

Systems (札幌市)、木村 清美 (奥尻町)

- ⑥ 苫小牧市のホッキ貝を使ったレトルトホッキカレーの製造・販売

(株)まるい弁当 (苫小牧市)、鳥越 浩一 (苫小牧市)

- ⑦ ホタテ貝殻を利用した内外装壁材の開発と販路開拓  
あいもり(株) (伊達市)、宇治 義之 (豊浦町)

- ⑧ 特別栽培農産物にこだわった大豆粉入りラーメンの開発

(株)MOVE (札幌市)、(有)余湖農園 (恵庭市)

- ⑨ 木質チップ燃料による熱供給システムの開発

(株)ホッコウ (札幌市)、南富良野町森林組合 (南富良野町)

- ⑩ 標津産サケ等の未利用部位を含む原材料を活用したペットフードの開発・販路開拓

(株)東武 (中標津町)、標津漁業協同組合 (標津町)

- ⑪ IT農業の実践によって栽培された高品質穀物・野菜の超微細加工による粉粒体 ( $\mu$ フーズ)の開発

(株)イソップアグリシステム (北見市)、(株)はまほろ (佐呂間町)

- ⑫ 苫小牧地域のハスカップを使った漬物の製造・販売

(株)大一大和屋食品 (苫小牧市)、長峯 修 (苫小牧市)

- ⑬ 道産こだわりトマト (品種名: あいこ) で作る新ケチャップタイプソースの製造・販売

若松 信宏 (小樽市)、村井 貞治 (余市町)

- ⑭ 放牧ホエー豚<sup>※2</sup>を原料とした畜産製品の研究開発と販路開拓

(株)マノス (帯広市)、平林 英明 (帯広市)

- ⑮ 生産量日本一である北海道オホーツク地区の山わさびを用いた高品質山わさび製品の開発

(株)金印わさびオホーツク (網走市)、植木 幸一 (斜里町)

- ⑯ 鶏<sup>けいしょう</sup>醬と地域希少農産物 (道産品) を活かした「こだわり調味料」の開発・製造・販売

(株)中央食鶏 (三笠市)、(有)渡辺農場 (三笠市)、伊藤 紀夫 (三笠市)

## 7 最後に

このように、農商工等連携は、第1次、第2次、第3次の産業の壁を取り払い、中小企業者と農林漁業者とが力を合わせ、消費者・市場のニーズに応じた新商品・新サービスを開発・提供し、経営の向上・改善を図るものとなっています。

このため、経済産業省と農林水産省は、行政の壁を越え、農商工等連携促進法による支援やその他の予算措置による支援を通じ、引き続き、農商工等連携を促進していきます。

農商工等連携事業の詳細につきましては、北海道経済産業局のホームページをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/noushoukou.htm>

※2 ホエー豚

牛乳から分離した乳清 (whey) を与えて飼育した豚。